

第3回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年5月25日（月）

（豊岡稽古堂交流室）

午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定
月 日 日間
- 日程第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第5 第8号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第10号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第8 第11号議案 農地法第4条第1項ただし書き（第9号）の規定による届出書受理について
- 日程第9 第12号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第10 第13号議案 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について
- 日程第11 第14号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員（18名）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 瀧下康徳 | 3番 | 平野薫 |
| 4番 | 宮岡正則 | 5番 | 平峰英子 |
| 6番 | 石橋重利 | 7番 | 栗原安信 |
| 8番 | 上坂定 | 9番 | 井谷勝彦 |
| 10番 | 和田敏明 | 11番 | 中島覚 |
| 12番 | 西沢泰裕 | 13番 | 大坪豊 |
| 14番 | 高尾利美 | 15番 | 大谷均 |
| 16番 | 仲川弘之 | 17番 | 原清美 |
| 18番 | 村田憲夫 | 19番 | 大原博幸 |

欠席委員（1名）

2 番 森 田 強

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二

事務局次長……………上 阪 善 晴

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。ご出席いただきまして誠にありがとうございます。世間はコロナ、コロナで大変大騒ぎになっております。非常事態というのが解除されて、これから徐々に平常に戻っていくんじゃないかというふうに思っておりますけれども、まだまだ厳しい状況には変わりはないのかなと思っております。農業関係にもかなり大きな影響が出ているところでございまして、先日、役員会をしたときにも、何か農業委員としてそういった形に支援するようなことはできないだろうか、こんなことを相談したんですけれども、豊岡市の職員さん、いろいろな形で取り組まれるんじゃないかと、その場合に我々も声を掛けさせていただいて一緒にさせていただくようなことをやってはどうかなと話もいたしておりました。みなさん方でいろいろな情報をお持ちだと思いますし、何かいい情報がありましたら、またご検討させていただきたいのかなと思っております。例えば、農産物が売れない、じゃあ、共同購入しましょうかというふうなことが一つの例としてあるかなと思っておりますけれども、そんなようなことも考えてみたいかなと思っております。

農繁期が、いよいよ田植えも終盤に入ってきました。コロナと言いながら、やはり農業はきちっとやることはやっていかないと秋が来ませんので、みなさんもお疲れのことだと思いますけれども、総会で十分議論していただきまして、この農業委員会の業務をこなしていただければと思っております。いろいろなことがあるというのは非常につくづく感じておまして、私も今ちょうど葡萄のジベ処理をする段取りをしているんですけれども、なかなか大変でございまして、田んぼの田植えや除草剤の散布をやりながら、いろいろなことをこなしていくというのは大変なことではありますけれども、それも楽しみやなということで、楽しみ、こういう厳しいときこそ、そういうポジティブな考え方をもっていくことが必要ではないかなと思っております。今日一日、ご苦労様でございますけれども、よろしく願い申し上げまして簡単でございますがあいさつに代えさせていただきます。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席・遅刻等の通告委員を報告します。欠席、2番 森田強委員。以上、通告を受け

ております。

行政報告

- 議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。
行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。
以上で行政報告を終わります。
- 議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。
ただいまの出席委員数は18名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただ今から第3回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。
本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件20件、証明案件7件、届出書受理案件2件、協議案件1件、合計31件です。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。
直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

- 議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、議長より2名を指名します。
- 1番 瀧下康徳委員
3番 平野薫委員
- 以上の委員をお願いします。

会期の決定

- 議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
第3回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって第3回総会（定例会）は、本日5月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

第7号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第4、第7号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、9番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 5月13日、1番 瀧下委員と事務局2名で現地調査を行いました。今回も件数がある程度多く、午後1時を過ぎました。事務局の説明のとおりで、特段問題な点はなかったと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 9番の案件で、組合員が組合の方に所有権の移転ということで、現在、事務所の隣の田について、いわゆる所有権の移転とありますけど、場所的に隣ということで、将来的にここに何か建てられるとかそんな計画はありますでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） 将来的には分からないんですけども、3条申請で今回取得した土地については米粉用の水稲を作付けするというので申請が出ています。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第7号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第8号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第8号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 去る14日に私と3番 平野委員、都市整備課、事務局2名の5人で現地を確認いたしまして、事務局の報告のとおり、問題がある案件はありませんでしたので報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。よって、第8号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第9号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第6、第9号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員 (宮岡 正則) 去る14日に私と3番 平野委員、都市整備課、事務局2名の5人で現地を確認いたしまして、事務局の報告のとおり問題ある案件はありませんでしたので報告いたします。以上です。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第9号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第10号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第10号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、9番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 先ほどと同じ5月13日、1番 瀧下委員と事務局2名、計4名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、問題はございませんでした。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第10号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第11号議案、農地法第4条第1項ただし書き（第9号）の規定による届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第11号議案「農地法第4条第1項ただし書き（第9号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 去る14日に私と3番平野委員、都市整備課、事務局2名の5人で現地を確認いたしまして、事務局の報告のとおり、問題がある案件はありませんでしたので報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第11号議案、「農地法第4条第1項ただし書き（第9号）の規定による届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第12号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第12号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 去る14日に私と3番平野委員、都市整備課、事務局2名の5人で現地を確認いたしまして、事務局の報告のとおり、問題がある案件はありませんでしたので報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 1メートルの客土ということで、ひょっとしたら両隣に田んぼ、畑があるかなと危惧しております。その隣への影響は何かありますか。

○事務局（古谷 明仁） 今回、隣接地を4条申請された方で、周りの土地が今の農地よりも高い位置にあります。今回、4条で地上げをされて住宅を建てられると、その土地だけが低くなるので、造成をされる時に土を盛って畑として利用改善したいと。周りに与える影響も特にないと思われまます。農地改良届につきましては、区長、農会長の了解もいただいておりますので特に問題はないと思っております。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第12号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第13号議案、農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第13号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、9番 井谷委員、お願いします。

○現地調査員（井谷 勝彦） 5月13日、1番 瀧下委員と事務局2名とで現地確認を行いました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第13号議案「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を交付します。

なお、証明書を発行した者が、売却決定を受け、これにかかる3条申請の提出があった場合は、会長が当該適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、総会の議案にかけることなく許可書を交付し、後日の報告案件とします。

第14号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第11、第14号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第14号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長 (大原 博幸) お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。
これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和2年度第3回豊岡市農業委員会総会(定例会)を閉会します。

午後2時35分閉会